

10 ページのフローチャートの判定結果

A 所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B 市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。
C 確定申告・市県民税の申告は必要ありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。
D 市県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税などの軽減措置を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告(B)が必要です。

申告受付会場はこちら



所得税の確定申告 判定が A に該当する人

会場 藤岡税務署
時間 午前9時～午後4時(申告書の提出は午後5時まで)
問い合わせ 藤岡税務署(☎0971)

国税庁のホームページ

「確定申告書等作成コーナー」が便利です!



混雑する申告会場に出向かなくても、自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Tax(ID、パスワードの入力またはマイナンバーカードを使用)で送信するか、印刷して郵送のいずれかにより提出ができます。

問い合わせ 藤岡税務署(☎0971)

市県民税の申告 判定が B に該当する人

会場 市役所第一会議室
時間 午前9時～11時、午後1時～4時30分
 ※確定申告の受付も行いますが、簡易的なものに限ります。次に該当する人は藤岡税務署で申告してください
 ▷過去(平成30年分以前)の申告
 ▷青色申告
 ▷譲渡所得(土地収用の特例経費を適用する場合を除く)
 ▷住宅ローン控除(連帯債務の場合)
 ▷雑損控除
 ▷消費税の申告
 ▷準確定申告(死亡した人の申告)
問い合わせ 税務課(☎2231)

申告時に必要な物

対象	必要書類など
全員	・印鑑(朱肉を使うもの) ・マイナンバーカード(無い場合は、通知カードと本人確認書類) ・申告者名義の口座番号の分かるもの(還付申告の場合)
所得	給与・年金 源泉徴収票
	事業・不動産 収支内訳書、帳簿など
	雑・一時 収入金額・必要経費が分かる書類
控除	配当 支払通知書、特定口座年間取引報告書
	社会保険料 国民年金保険料控除証明書、領収書、納付額確認書など
	生命保険料 支払額などの証明書
	地震保険料 支払額などの証明書
	障害者 障害者手帳または障害者控除対象認定書(※)
	医療費 医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など(医療費と高額療養費や入院給付金などで補てんされた金額をあらかじめ集計して申告時に提出してください)
寄附金 寄附した団体などからの受領証など	

※障害者控除対象者認定書

障害者手帳などがない人でも、65歳以上で身体障害者・知的障害者に準ずると認定されると、申告時に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、控除を受け

ることができます。申請により、要介護認定の資料を基に市で判定し、該当となる人には無料で発行します。(交付には申請から1週間程度かかります)

申請・問い合わせ 介護高齢課(☎2294)

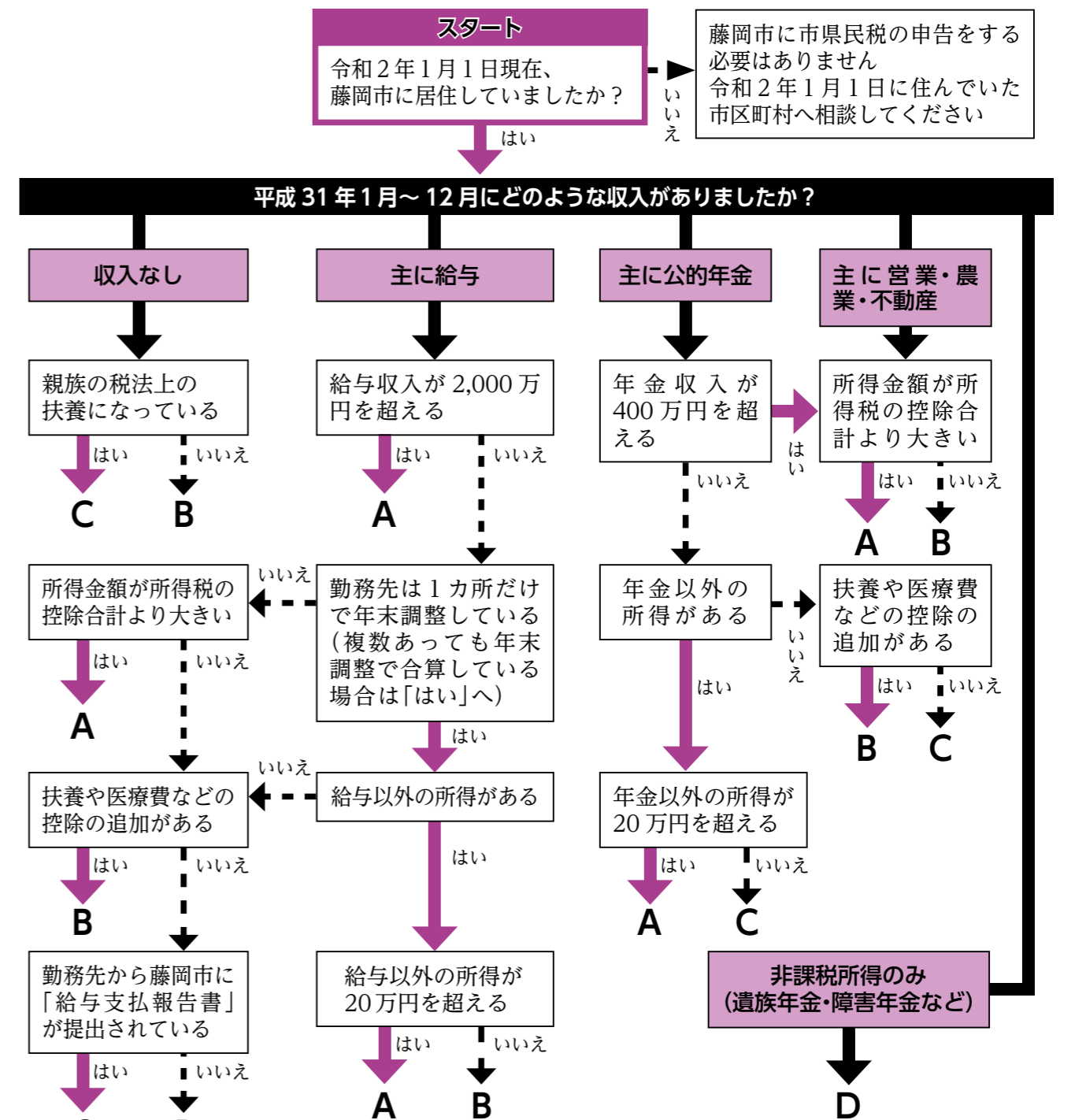
所得税の確定申告・市県民税の申告

申告受付期間 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
 ※申告期間の前半や週の初め、午前中は、申告会場の混雑が予想されます

問い合わせ

所得税の確定申告 藤岡税務署(☎0971)
 市県民税の申告 税務課(☎2231)

下のフローチャートでA～Dの判定をし、11ページの判定結果に進んでください。



※このフローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください